

身体障害者手帳を取得できない中等度難聴の65歳以上の高齢者の

補聴器の購入を助成します。

対象者

- ・三郷町在住の 65 歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満の方(※) または
 - 一側耳の聴力レベルが 30 デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが 70 デシベル以上の方 (※ 令和 7 年 1 月申請分より「50 デシベル」を「40 デシベル」に変更しました。)
- ・聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ・耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める意見書を受けることができる方
- ・町税を滞納していない方

助成金額

・補聴器 1 台分の購入費用の 2 分の 1 (上限 2 万円) ※購入費用には、付属品の購入に要する経費、送料、診察料、文書料等は含みません。

申請の流れ

1)

申請書、意見書を入手

長寿介護課窓口もしくは町ホーム ページで入手できます。



²) _

_____耳鼻咽喉科の受診

意見書を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。 ※受診料・検査料・文書料等は自己負担です。

- (3) 申請書を役場に提出
 - ※申請に必要なものは下記のとおり



役場で審査後、交付の可否を通知

(5)

補聴器を購入

実績報告書兼請求書を役場に提出

- ※領収書の写し、補聴器の型番がわかる書類を添付
- ※購入してから2ヶ月以内に提出してください。



指定口座に助成金を振込

申請に必要なもの

- ・申請書 ※
- ・意見書 ※
- ・町税の納付を証明する書類 ※
- ・補聴器の見積書
- ・本人確認書類
 - ※の様式は長寿介護課・ホームページで入手可

申請場所・問い合わせ先

三郷町役場 長寿介護課 〒636-0812

奈良県生駒郡三郷町

勢野西1丁目2番1号

TEL 0745-43-7323

